

《 上水道を新たにご使用されるお客様へ 》

《初めての検針及びご請求について》

水道メーターの検針は、検針対象月の1日から15日頃までの間にお伺いします。

水道料金のご請求は、検針月のおおむね25日前後に送付させていただきます。

基本的に2か月に1回の検針及びご請求となります。

ただし、月の途中からのご使用の場合は下記のように計算されます。

(消費税込み)

使用期間名称		0.5か月	1か月	1.5か月	2か月
使用日数		1～15日	16～30日	31～45日	46日～
基本水量		0～4m ³	0～8m ³	0～12m ³	0～16m ³
基本料金	φ13mm	792.75円	1,585.50円	2,378.25円	3,171.00円
	φ20mm	1,275.75円	2,551.50円	3,827.25円	5,103.00円
従量料金	1か月	15m ³ まで	16～30m ³	31～100m ³	101m ³ ～
	2か月	30m ³ まで	31～60m ³	61～200m ³	201m ³ ～
(1m ³ につき)		199.50円	225.75円	246.75円	262.50円

- ◎ 使用期間が0.5か月のお客様で使用水量が4m³を超えた場合は1か月の基本水量及び基本料金となります。
- ◎ 使用期間が1.5か月のお客様で使用水量が12m³を超えた場合は2か月の基本水量及び基本料金となります。
- ◎ ご使用日数の有無にかかわらず基本料金が発生しますのでご注意ください。